名目国内総生産（季節調整系列）

（単位：10億円）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸出	財貨・サービス 輸入	国民総所得	総固定資本形成	国内総生産（支出側）（除FISIM）	家計最終消費支出（除FISIM）	財貨・サービス 輸出（除FISIM）	財貨・サービス 輸入（除FISIM）
2013/ 4- 6.	478,594.0	291,900.3	284,697.3	238,140.5	14,849.0	64,394.6	-3,683.6	98,557.2	23,080.4	0.3	-10,504.2	77,879.1	88,383.4	497,858.2	102,324.0	473,479.7	281,403.4	77,543.6	88,383.4
7- 9.	479,532.3	293,279.6	286,026.9	239,461.2	15,449.3	65,025.8	-3,447.1	98,777.1	24,834.0	-46.7	-14,339.7	78,385.9	92,725.6	497,545.7	105,309.2	474,587.2	282,886.9	78,050.3	92,725.6
10- 12.	480,539.5	295,609.4	288,303.5	241,725.9	16,221.8	66,136.6	-3,352.5	98,649.4	25,329.6	36.1	-18,091.0	79,670.8	97,761.7	498,254.3	107,688.0	475,677.2	285,246.5	79,335.2	97,761.7
2014/ 1- 3.	486,543.1	301,695.7	294,333.1	247,704.6	16,767.2	69,106.6	-4,130.9	99,206.9	24,760.5	50.6	-20,913.5	83,724.5	104,638.0	502,830.6	110,634.3	481,658.5	291,279.8	83,389.0	104,638.0

＊年率で表示している。
＊総固定資本形成＝民間住宅＋民間企業設備＋公的固定資本形成
＊1994年1-3月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。

名目国内総生産（季節調整系列）　（前期比）

（単位：%）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸出	財貨・サービス 輸入	国民総所得	総固定資本形成	国内総生産（支出側）（除FISIM）	家計最終消費支出（除FISIM）	財貨・サービス 輸出（除FISIM）	財貨・サービス 輸入（除FISIM）
2013/ 4- 6.	0.9	0.6	0.6	0.7	2.0	1.6	(-0.3)	0.1	6.6	(0.0)	(0.2)	4.9	3.1	1.6	2.7	0.9	0.7	4.9	3.1
7- 9.	0.2	0.5	0.5	0.6	4.0	1.0	(0.0)	0.2	7.6	(-0.0)	(-0.8)	0.7	4.9	-0.1	2.9	0.2	0.5	0.7	4.9
10- 12.	0.2	0.8	0.8	0.9	5.0	1.7	(0.0)	-0.1	2.0	(0.0)	(-0.8)	1.6	5.4	0.1	2.3	0.2	0.8	1.6	5.4
2014/ 1- 3.	1.2	2.1	2.1	2.5	3.4	4.5	(-0.2)	0.6	-2.2	(0.0)	(-0.6)	5.1	7.0	0.9	2.7	1.3	2.1	5.1	7.0

＊（　）内の数値は寄与度。
＊1994年1-3月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。

公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８３号

群馬県高崎市本郷町241番地８
債務者　村山　　恵
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３９０号

埼玉県戸田市大字美女木1077番地の１　メゾンヤマモトⅠ－３号室
債務者　西薗　洋美
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３９３号

埼玉県川口市西青木３丁目13番22号　福田コーポ12号室
債務者　川島　康裕
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３９６号

さいたま市北区大成町４丁目745番地　アメニティ木部203
債務者　山崎ふみ子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４０１号

さいたま市桜区大字白鍬60番地　渋正第二ハイツ102
債務者　北時　弓子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４０４号

埼玉県川口市大字芝2770番地の１　サンハイツ幸203号
債務者　中村　悦子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９４号

埼玉県吉川市保１丁目37番地７　エンゼルハイム吉川504号
債務者　小嶋　　俊
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２１０号

埼玉県所沢市北原町904番地の１　サンコート所沢113、前住所埼玉県所沢市並木８丁目１番地４－1004
債務者　関口　　徹
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部